

新型コロナウイルス感染症に係る追検査の実施について

生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合等で、選抜（Ⅱ）及び帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（以下「選抜（Ⅱ）等」という。）を受検できない者に対して、追検査を実施する。追検査（3月11日実施）を受検できる者は追検査（3月11日実施）の受検となり、追検査（3月11日実施）を受検できない者は新型コロナウイルス感染症に係る追検査（3月23日〔広島市立広島みらい創生高等学校は3月28日〕実施）の受検となる。

1 対象者

選抜（Ⅱ）等の志願者のうち、「令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」における別表「令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症に係る受検の可否について」（以下「別表」という。）の受検できない場合に該当する者

2 手続

(1) 志願者及び出身中学校長

対象者のうち追検査を希望する者は、追検査受検願（令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項〔以下「実施要項」という。〕様式第20号）の書類に必要事項を記入し、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。なお、検査当日の医師の診断書は必要ない。

ただし、中学校卒業後5年を超える者については、追検査受検願（実施要項様式第20号）の書類を志願先高等学校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

出身中学校長は、追検査受検願（実施要項様式第20号）及び追検査受検願提出者名簿（実施要項様式第21号）の書類を令和4年3月9日（水）正午までに原則として持参により志願先高等学校長に提出する。なお、提出に当たっては、志願者が提出した追検査受検願（実施要項様式第20号）の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

出身中学校長は、下記(2)により交付を受けた追検査受検承認（不承認）通知書（実施要項様式第22号）又は新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検承認（不承認）通知書（別紙様式1）を追検査受検希望者に交付する。

(2) 志願先高等学校長

志願先高等学校長は、追検査受検願等の提出を受けたときは、その内容を確認し、追検査受検承認（不承認）通知書（実施要項様式第22号）又は新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検承認（不承認）通知書（別紙様式1）を出身中学校長に交付する。

また、追検査受検願提出者名簿の写しに必要事項を記入し、出身中学校長に交付する。なお、追検査受検願提出者名簿の原本は志願先高等学校で保管すること。

志願先高等学校長は、県立高等学校にあつては県教育委員会に、市立高等学校にあつては市教育委員会に速やかに連絡する。

3 選抜

(1) 追検査（3月11日実施）

実施要項の第1の2（3）ケ（P33～P35）、4（3）ク（P45～P46）又は第2の2（3）ク（P62～63）に基づき、実施する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る追検査

ア 検査方法

令和4年度広島県公立高等学校入学者選抜において、各高等学校が実施する検査方法に基づいて高等学校長が定め、広島県教育委員会のホームページにより公表する。

イ 実施期日

令和4年3月23日(水)※ 選抜(Ⅲ)と同日

(広島市立広島みらい創生高等学校は令和4年3月28日(月)に実施する。)

ウ 集合及び開始の時刻

実施校の校長が別に定める。

エ 実施場所

志願先高等学校

オ 合格者の決定

高等学校長は、各高等学校の学科等の特色を踏まえ、調査書及び検査等の結果によって当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、入学定員外で若干名決定する。

カ 合格者の発表

実施校の校長が別に定める。

4 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の取下げについて

新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検承認(不承認)通知書(別紙様式1)を交付された志願者が、選抜(Ⅲ)の受検を希望する場合は、追検査受検願(実施要項様式第20号)を取り下げて選抜(Ⅲ)を志願することができる。

(1) 志願者及び出身中学校長

追検査受検願(実施要項様式第20号)を取り下げて選抜(Ⅲ)の受検を希望する者は、新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検取下げ願(別紙様式2)の書類に必要事項を記入し、出身中学校長を経由して選抜(Ⅱ)等の志願先高等学校長に提出する。

出身中学校長は、令和4年3月18日(金)正午までに原則として持参により新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検取下げ願(別紙様式2)を選抜(Ⅱ)等の志願先高等学校長に提出する。なお、提出に当たっては、志願者が提出した新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検取下げ願(別紙様式2)の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

ただし、中学校卒業後5年を超える者については、出身中学校長を経由せずにこの手続を行うものとする。

(2) 志願先高等学校長

選抜(Ⅱ)等の志願先高等学校長は、出身中学校長から提出された新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検取下げ願(別紙様式2)が適正であることを確認の上、これを受検し、所定の欄に受付印を押印し、出身中学校長に新型コロナウイルス感染症に係る追検査の取下げをする者の追検査受検願(実施要項様式第20号)を返却する。

(3) その他

選抜(Ⅲ)の受検については、改めて所定の手続をしなければならない。

5 その他

(1) 追検査(3月11日実施)を受検できなかった場合の手続

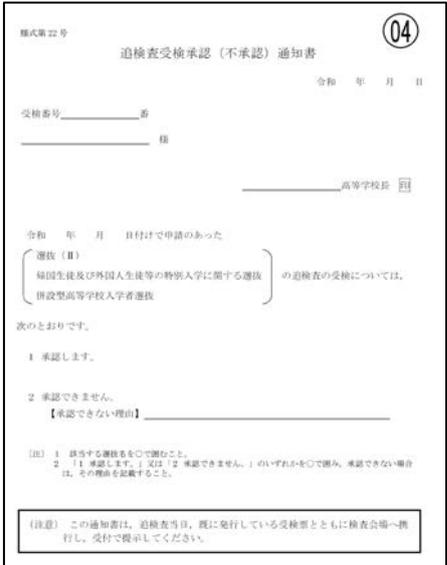
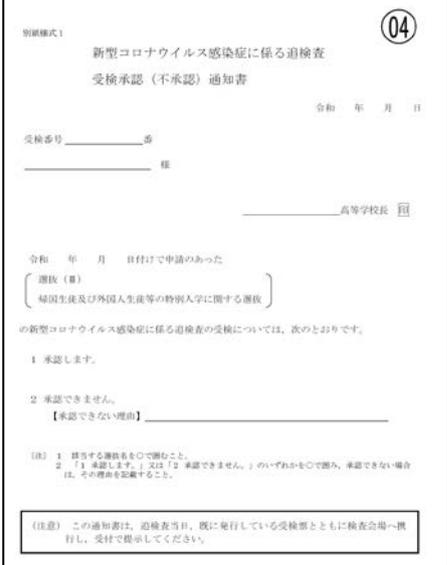
追検査(3月11日実施)を受検予定の者が、追検査(3月11日実施)の当日に別表の受検できない者となった場合には、出身中学校長は速やかに志願先高等学校に連絡し、追検査受検願(実施要項様式第20号)及び追検査受検願提出者名簿(実施要項様式第21号)を再度提出する。

志願先高等学校長は、出身中学校長から提出された追検査受検願(実施要項様式第20号)に記載された内容を確認し、新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検承認(不承認)通知書(別紙様式1)を出身中学校長に交付するとともに、県立高等学校にあつては県教育委員会に、市立高等学校にあつては市教育委員会に連絡する。

(2) 追加的な措置

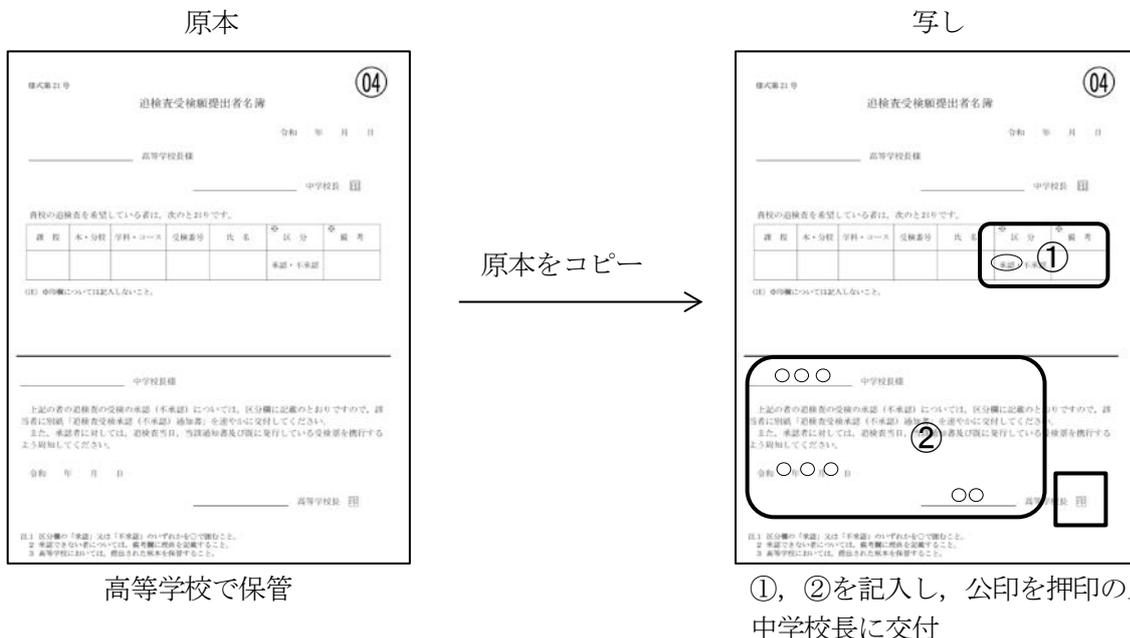
新型コロナウイルス感染症の状況によっては、今後も必要に応じて追加的な措置を実施する場合がある。

2 追検査受検承認（不承認）通知書の作成（志願先高等学校長）

<p>3月11日の追検査を受検できる場合 (3月11日に実施する追検査を受検)</p>	<p>3月11日の追検査を受検できない場合 (3月23日(広島市立広島みらい創生高等学校は3月28日)に実施する新型コロナウイルス感染症に係る追検査を受検)</p>
<p>志願先高等学校長は、追検査受検承認（不承認）通知書（実施要項様式第22号）を作成する。</p> 	<p>志願先高等学校長は、新型コロナウイルス感染症に係る追検査受検承認（不承認）通知書（別紙様式1）を作成する。</p> 

3 追検査受検願提出者名簿の処理（志願先高等学校長）

提出された追検査受検願提出者名簿の写しの囲み部分①の※印のある「区分」及び「備考」欄、囲み部分②の「中学校名」「日付」及び「高等学校名」を記入し、公印を押印の上、中学校長に交付する。原本は高等学校で保管する。



新型コロナウイルス感染症に係る追検査
受検承認（不承認）通知書

令和 年 月 日

受検番号 _____ 番

_____ 様

_____ 高等学校長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった

〔 選抜（Ⅱ）
帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜 〕

の新型コロナウイルス感染症に係る追検査の受検については、次のとおりです。

1 承認します。

2 承認できません。

【承認できない理由】 _____

〔注〕 1 該当する選抜名を○で囲むこと。
2 「1 承認します。」又は「2 承認できません。」のいずれかを○で囲み、承認できない場合は、その理由を記載すること。

（注意） この通知書は、追検査当日、既に発行している受検票とともに検査会場へ携行し、受付で提示してください。

新型コロナウイルス感染症に係る追検査
受検取下げ願

令和 年 月 日

_____ 高等学校長様

出身中学校名 _____

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

私は、選抜（Ⅲ）を受検したいので追検査受検願を返却してください。

上記のことは、適当と思います。

令和 年 月 日

_____ 中学校長 印

受高等 付学 印校	※
-----------------	---

〔注意〕 ※印の欄には記入しない。